

訪問看護に係る利用料金表【介護保険ご利用の場合】

介護保険が適用されます。介護保険の訪問看護費 地域単価(基本単価×10.0)
介護保険証、負担割合証をご提示ください。利用料については次のようになります。

1、利用料

令和 6年 11月1日より

利 用 時 間	利 用 料	
	要介護の方	要支援の方
20 分未満	314単位/回	303単位/回
30 分未満	471単位/回	451単位/回
30 分以上 60 分未満	823単位/回	794単位/回
60 分以上 90 分未満	1,128単位/回	1,090単位/回
理学療法士等による訪問の場合(20分)	294単位/回	284単位/回
理学療法士等による訪問の場合(40分)	588単位/回	568単位/回
理学療法士等による訪問の場合(60分)	794単位/回	426単位/回

介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用については、全額自己負担となります。
理学療法士等の訪問は1週間に120分までとなります。

2、営業時間外利用料

利 用 時 間	利 用 料
午前 6 時～8 時、午後 6 時～10 時	上記基本料金+25%
午後 10 時～午前 6 時	上記基本料金+50%

3、加算（主なもの、☑印が当事業所で算定している加算）

加算内容	利用料	備考
緊急時訪問看護 加算Ⅰ	600単位/月	利用者の同意を得て利用者または家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ必要に応じて緊急時訪問をおこなった場合(24時間体制をとっている場合)
特別管理加算Ⅰ	500単位/月	特別な管理を必要とする利用者に対して状態に必要なサービスの実施に計画的管理を行った場合 (在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている) (留置カテーテル等を使用している状態)
特別管理加算Ⅱ	250単位/月	(在宅酸素、真皮を超える褥瘡など)
退院時共同指導加算	600単位/回	退院する際に主治医等と連携して在宅生活での療養上必要な指導を行った場合 (初期加算は算定できない)
初回加算 退院日当日	350単位/月	新規利用者に訪問看護を提供した場合
退院日翌日以降	300単位/月	
ターミナルケア加算 (介護予防訪問看護は対象外)	2,500単位	利用者の死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

	長時間訪問看護加算	300単位／回	(特別管理加算対象者に90分以上の訪問看護)
	複数名訪問加算 I ・看護師、准看護師、理学療法士の場合	30分未満／ 254単位 30分以上／ 402単位	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対し訪問看護を行った場合
	サービス提供体制加算 I	6単位／回	
	専門管理加算	250単位／月	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合

緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、サービス提供体制化加算は区分支給限度額の算定対象外となります

4、キャンセル料

- ①利用者からサービス利用の中止について、当日8時～9時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。
- ②当日9時以降のキャンセルについては、利用者に訪問看護料実費を負担していただきます。

5、自費となるもの

衛生材料(テープ類、酒精綿) 吸引カテーテルなど

6、交通費(税別)

那須烏山市・那珂川町以外に居住する方	片道10Km未満1回につき	500円
	片道10km以上20Km未満1回につき	1,000円
	片道20km以上1回につき	1,500円

訪問看護に係る利用料金同意書【介護保険】

私(私が意思表示できないときには代理人)は、那須南病院ステーションからの訪問看護を利用するにあたり、利用料についての説明を受けました。

つきましては、私が貴事業所の訪問看護サービスを利用する場合、その支払いに同意します。

緊急時訪問看護加算 I

令和 年 月 日

事業者名 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
代表者名 病院長 宮澤 保春
事業所名 那須南病院訪問看護ステーション

利用者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____

契約者との続柄 _____

訪問看護に係る利用料金表 【医療保険ご利用の場合】

各種健康保険、公費医療制度が適用されます。健康保険証・老人医療症・健康手帳をご提示ください。利用料については次のようになります。

1、基本料金

令和6年11月1日より

訪問回数／負担割合	料 金
週3回まで	5,550円/日
週4回以上	6,550円/日
悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア・褥瘡ケアまたは人工膀胱ケアに係る研修を受けた看護師	12,800円/月
試験外泊の方	8,500円/回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円/日

* 週とは日曜日から土曜日までをいいます。

2、管理療養費

月の初日	7,670円
2日目以降	2,500円

3、加算(該当する場合、月1回^レ印のお料金をご請求いたします)

加算項目	料 金	備考
24時間対応体制加算	6,800円	24時間対応体制に看護業務負担軽減の取り組みを行っている場合(契約者のみ)
特別管理加算 I	5,000円	特別な管理を必要とする利用者に対し、状態に応じて必要なサービスの実施に関する計画的な管理を行った場合 (特別な管理のうち重症度の高い場合) ・在宅悪性腫瘍患者指導管理 ・在宅気管切開患者指導管理 ・気管カニューレを使用している状態 ・留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算 II	2,500円	(特別な管理) ・在宅酸素・ストーマ・褥瘡
在宅患者連携指導加算	3,000円	
在宅患者緊急時カンファレンス加算	2,000円	
看護・介護職員連携強化加算	2,500円	
情報提供療養費	1,500円	
専門管理加算	2,500円	特定行為研修を修了した看護師が、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合
訪問看護医療DX情報活用加算	50円	電子資格確認により診療情報等を活用して訪問看護を実施していきます。

4、加算（該当する場合、□印の料金をその都度請求ご請求いたします。）

加算項目	料 金	備考
退院時共同指導加算	8,000円	退院する際に主治医等と連携して在宅生活での療養上必要な指導を行った場合
特別管理指導加算	2,000円	特別管理加算対象者のみ(上記に加えて)
退院支援指導加算	6,000円 8,400円	退院日に療養上必要な指導を行った場合 " (長時間 1時間30分以上)
難病等複数回訪問加算	4,500円 8,000円	1日のうち2回訪問 3回訪問
長時間訪問加算	5,200円 5,200円	1時間30分以上/週1回 厚生労働大臣が定める者/週3回
複数名訪問看護加算 ・看護師、理学療法士の場合	4,500円	
・准看護師と同時の場合	3,800円	
・看護補助者	3,000円	
訪問看護ターミナルケア療養費 I	25,000円	利用者の死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合
早朝・夜間 6-8.18-22時	2,100円 4,200円	
深夜加算 22-6時		

5、キャンセル料

- ①利用者からサービス利用の中止について、8時～9時までに連絡をいただければ、予定されたサービスを中止または変更ができます。この場合、キャンセル料は発生しません。
- ②当日9時以降のキャンセルについては、利用者に訪問看護料実費を負担していただきます。

6、自費となるもの

衛生材料(テープ類、酒精綿) 吸引カーテル等

7、医療保険対象外のサービス利用料(税別)

休業日	(営業日以外の訪問看護) 1時間につき 2,000円	
交通費	那須烏山市・那珂川町に居住する方 1回につき500円	左記以外に居住する方 片道10Km未満1回につき 500円 片道10km以上20Km未満 1回につき 1,000円 片道20km以上1回につき 1,500円

訪問看護に係る利用料金同意書【医療保険】

私(私が意思表示できないときには代理人)は、那須南病院ステーションからの訪問看護を利用するにあたり、利用料についての説明を受けました。

つきましては、私が貴事業所の訪問看護サービスを利用する場合、その支払いに同意します。

24時間対応体制加算

令和 年 月 日

事業者名 南那須地区広域行政事務組合立那須南病院
代表者名 病院長 宮澤 保春
事業所名 那須南病院訪問看護ステーション

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

契約者との続柄

